

美しい国づくりに向けた河川での取り組み

国土交通省 河川局 河川環境課 課長補佐 藤巻 浩之

1. はじめに

今日、社会資本整備については、「量」の不足に対応した緊急整備から「質」に着目した重点整備に基本の転換を図りつつあります。また、政府をあげての政策課題である観光振興のためにも、世界中の人々をひきつけるような個性と魅力にあふれた美しい国づくりを推進する必要があります。

このような背景のもと国土交通省では、美しい国づくりを展開するため、平成15年7月に「美しい国づくり政策大綱」をとりまとめ公表し、平成16年6月には「国土交通省所管公共事業における景観形成の基本方針（案）」を策定しました。

これを受け国土交通省河川局では“美しい川づくり”の全国的な展開を目的とし、平成16年度に「河川景観ガイドライン（仮称）」の策定を目指しています。

本稿では、これまでの河川事業において良好な景観を形成した事例と、今後美しい河川景観を形成するにあたっての基本的な考え方を紹介します。

2. これまでの河川事業における景観についての取り組み

(1) 近年の河川事業と河川景観への影響

我が国は、アジアモンスーン地域に位置しており、台風や梅雨前線などによる豪雨が発生しやすい条件下にあります。このため、水害や土砂災害から安全な国土を求める要請は強く、従来、川の流れを技術的にコントロールする方法で河川の整備が進められ



写真－1 積みブロック三面張り護岸の河川改修

てきました。整備にあたっては、効率的に対応するため、河道の直線化、定規断面化、河道の固定化、コンクリート護岸等の整備が進められ、治水上の観点からは一定の成果を上げてきました。しかし、対策の実施を急いだこともあり、自然環境や景観といった視点からは、少なからぬ代償を払ってきたという側面も否定できません。また人々の川離れ現象も生じてきました。

(2) 良好な河川景観を形成したこれまでの取り組み

このような状況を踏まえ、国土交通省として河川環境に関して様々な事業に取り組んできました（図－1）。

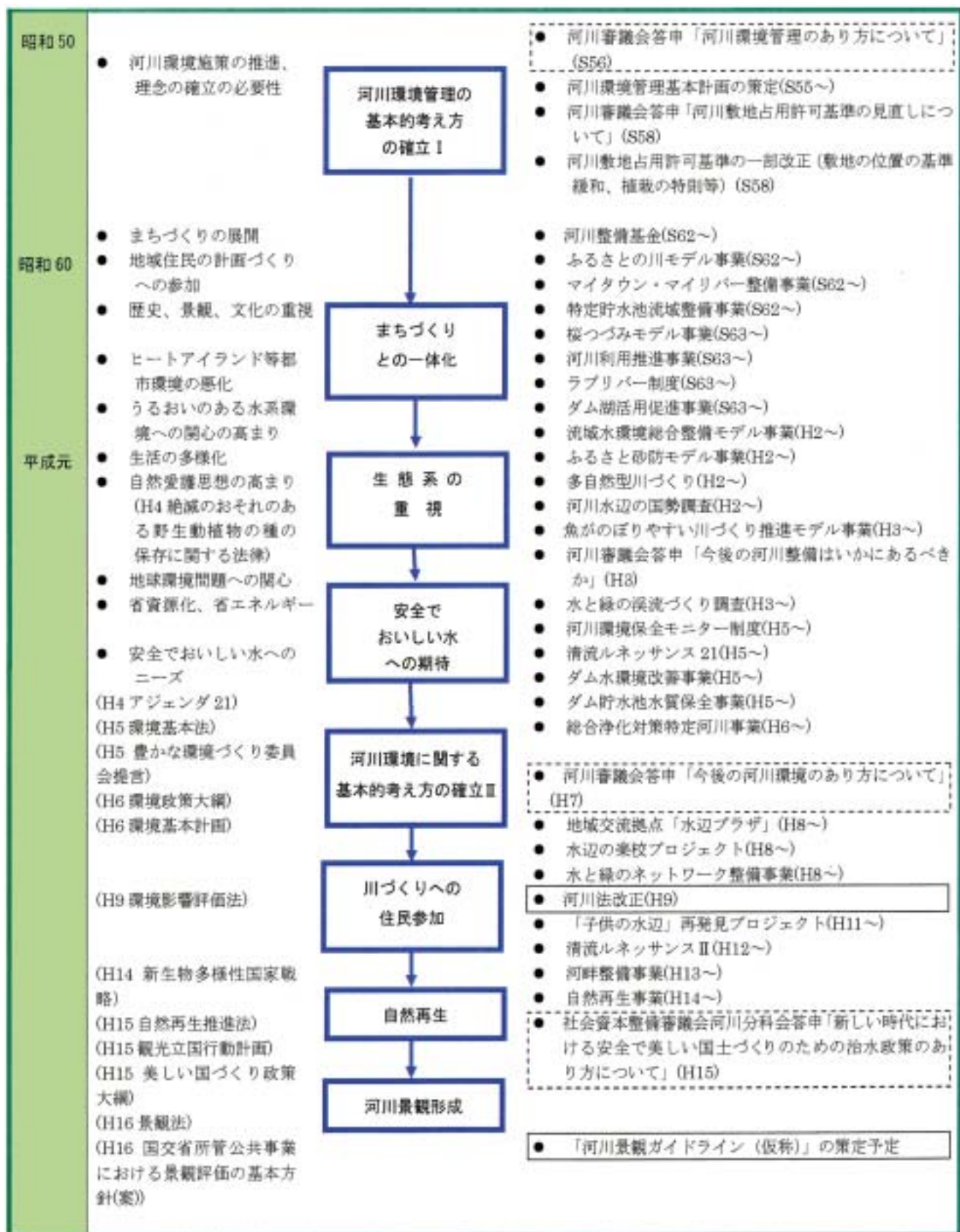
なかでも良好な河川景観を形成してきた事業としては、昭和60年代に「ふるさとの川モデル事業」、「桜づつみモデル事業」「マイタウン・マイリバー整備事業」など、まちづくりに関連した事業にはじまり、平成2年には河川本来の姿を保全・創出する取り組みとして「多自然型川づくり」が始まりました。

平成9年には河川法が改正され、法の目的に「河川環境の整備と保全」が位置づけられ、河川整備基本方針・河川整備計画の策定にあたっては、河川環境の整備と保全に関して、これまでの地先的な対応ではなく河川全体を対象として、“動植物の良好な生息・生育環境の保全・復元、良好な景観の維持・形成、人と河川との豊かな触れ合いの場の維持・形成、良好な水質の保全”などについて検討しています。平成14年には、人為的影響により損なわれた自然環境を再生することを主目的とした「自然再生事業」を創設しました。

以下には、これまでに実施され、良好な河川景観を形成した主な事例を紹介します。

◆「ふるさとの川モデル事業」（現在は「ふるさとの川整備事業」に統合）

河川本来の自然環境の整備・保全や周辺の景観との調和を図りつつ、地域整備と一体となった河川改修を行い、良好な水辺空間の形成を図ることを目的



(雑誌河川 1995.6 No. 587 に加筆)

図一 河川をとりまく社会状況の変化と河川行政の対応

として実施しています。昭和62年からスタートし、平成16年4月現在までに、192河川が指定され、186河川が認定されています。



写真-2 ふるさとの川モデル事業の事例（茂漁川）
前出 写真-1の改修後の状況。変化のある流れと植生の生育により、自然な川の景観を復元した。



写真-3 ふるさとの川モデル事業の事例（新町川）
都市空間にふさわしい水辺の景観を創出した。

◆「多自然型川づくり」

平成2年には、「河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮し、あわせて美しい自然景観を保全あるいは創出」する「多自然型川づくり」がパイ



写真-4 多自然型川づくりの事例（北川）
水辺の河畔林を避けた掘削を行い、北川らしい景観を保全した。

ロット事業としてスタートしました。現在では災害復旧事業まで含めた全ての河川整備について広く普及しています。



写真-5 多自然型川づくりの事例（八東川）
旧河道を活用して流下能力向上を図るにあたり、瀬や淵などがある川らしい景観を復元した。

◆「自然再生事業」

これまでの河川環境の保全・復元に関する取り組みは、どちらかという治水対策のために河川改修等を行う場合に併せて自然環境の保全・復元を行うものが主でした。

一方、「自然再生事業」は、自然環境が人為的に改変された場所で、特に自然環境の再生が必要とされる箇所について、自然河川や湿地などの再生を行うことを目的としており、自然環境の再生に伴う自然景観の向上が期待されることです。平成14年度よりスタートし、現在までに23河川で検討が進められています。

このように、これまででもそれぞれの事業において河川の自然環境や景観に対する取り組みが行われてきました。今後は更に一層、“美しい川”をメインテ



写真-6 自然再生事業の事例（標津川の再蛇行区間）
直線区間にほとんどみられなかった大型のサクラマス等が再蛇行区間にできた淵や倒木の陰で確認されている。

ーマにおいた川づくりを展開することが必要となっています。



写真-7 自然再生事業の事例（標津川の再蛇行区間）
写真-6の再蛇行区間の状況。多様な樹種による河畔林が生い茂る標津川らしい景観を復元した。

3. 良好な河川景観の形成に向けた検討

(1) 河川景観の評価にあたっての留意事項

景観緑三法が成立し、「公共事業の実施にあたっては景観アセスメントシステムの確立、景観形成ガイドラインの作成等を早期に行うこと」との付帯決議が衆参両院でなされたことを受け、前述した河川景観に関するこれまでの様々な施策を踏まえつつ、今後、良好な河川景観の形成に向けた取り組みを進めることが求められています。

良好な河川景観の形成にあたっては、まず、どのような景観が河川にとって「望ましい」のかといった「ものさし」を設けることが求められますが、今更申すまでもありませんが、河川は誰でも目にする最も身近な社会資本の一つである一方、国土の骨格を成す極めて長大な自然造物でもあります。

そのため、同じ一本の河川であっても、評価対象となる区間・地先の属性（山間地、扇状地、都市域、

感潮域、河口など）によって、自ずと当該区間・地先の「望ましい」景観を示す「ものさし」は異なるとともに、河川景観は、ミクロ的な視点からマクロ的な視点に至るまで（場合によっては、目に見えない項目までも含めて）様々な要素で構成されています。表-1に一つの考え方を示していますが、河川景観を構成する様々な要素をケースごとにかに取捨選択、重みづけし、いかに的確な「ものさし」を設けることができるかが重要となります。

また、河川景観の検討にあたっては、以下のような点についても検討することが求められます。

○評価を行う際の視点、場、季節、時間帯をどうするか？

○実際に現地に赴き目視する必要があるか？ 写真等を活用するか？

(2) 今後の取り組み

景観評価は主観的な要素と不可避であり、どこまで客観的な「ものさし」を作れるかがポイントとなりますが、現在、河川景観を評価するための一つの「ものさし」として、評価対象となる区間・地先の属性ごとに河川景観を構成する要素を抽出し、点数化した多角形レーダーチャートを作成する作業に着手しつつあるところです。

今後は、このレーダーチャートによる景観評価をいくつかの河川（区間・地先）において試行しつつ、良好な河川景観の形成に向けた基本的な考え方について、今年度中を目途にまとめたいと考えています。

表-1 河川景観を構成すると考えられる主な要素

要素	望ましいと考えられる河川景観（例）
本来の河道形態	○ 川の本来のダイナニズム（侵食・堆積・運搬）による河道形態を有している。 ○ 地形等に応じた河川植生が生育している。
生物の生息場	○ 多様で豊かな生息環境を有している。 ○ 魚がいそう、鳥が飛んでくるといった生き物の気配を有している。
安心感・豊かさ	○ 豊かな流量を湛えており、必要な水量が確保されている。 ○ 触れても汚くない水、安全に水際に近づけそうな河川形態を有している。
周辺との調和	○ 河川あるいは人の目を引きつける他の景観要素を中心とした一体感がある。 ○ 周辺の景観要素が構成する眺望全体のバランスが良い。
開放感	○ 水面の広さ、見通しのよさが確保されている。
その他	○ 古くからの人と川のかかわりが深い。 ○ 歴史、文化、芸術の対象としての認知度が高い。